

## 第3章 計画の理念と基本目標

### 1 基本理念とキャッチフレーズ

#### 基本理念

#### 「ともに支え合い、誰もが元気に暮らせるまち」

地域のことを「我が事」ととらえて地域課題を受け止め、地域全体で支え合うまちづくりが求められています。住民の誰もが尊重され、健康で生きがいをもって暮らすことができるまち、誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らせるまち、そのような「地域共生社会」の実現を目指します。

#### キャッチフレーズ

「元気かい 声かけ合って支え合う この町が好き ずーっと、西会津」



### 2 基本目標

#### (1) みんなで支え合う地域づくり

支援を必要としている方に適切な支援が届くよう、関係機関や専門機関と連携し、福祉に関する情報発信や包括的な相談支援の充実を図ります。また、地域での支え合いや助け合いの絆を広げるために、地域のつながりづくりを推進し、地域のことを「我が事」として考えられる意識づくりを進めます。

#### (2) 地域福祉の担い手づくり

地域福祉を推進するために、一人ひとりが支え合い、助け合いの意識を持ち、自分が暮らす地域に愛着を持つことが大切です。地域に住む誰もが地域福祉に参画できるよう、講座や研修会等の様々な機会を通して住民の意識の醸成に取り組むとともに、地域における健康・生きがいづくりを推進します。

#### (3) 安全・安心な地域づくり

住民一人ひとりが安全・安心な生活を送れるよう、地域における福祉環境の充実、防災対策、防犯や地域安全対策を推進するとともに、個人の意思尊重と権利擁護にも取り組みます。

### 3 基本目標と施策の関係



「元気かい 声かけ合って支え合う この町が好き ずーっと、西会津」

#### 基本理念

ともに支え合い、誰もが元気に暮らせるまち

#### 基本目標

1 みんなで  
支え合う  
地域づくり

2 地域福祉の  
担い手づくり

3 安全・安心な  
地域づくり

#### 基本施策

(1) 地域のつながりづくり

(2) 包括的支援体制の構築

(3) 多様な主体による  
地域福祉の取組み

(1) 地域福祉の意識醸成

(2) 地域福祉を学ぶ機会の  
充実

(3) 健康・生きがいづくり

(1) 充実した福祉サービスの  
仕組みづくり

(2) 誰もが安心して  
生活できる地域づくり

(3) 地域で取り組む  
防犯・防災

## 4 地域福祉に携わる様々な主体

### 町民

#### ◆住民一人ひとり

地域活動への参画や地域の支え合いの主体です。

### 地域

#### ◆自治区等の地域運営を担う各種団体

自治区等の各種団体については、誰もが安心して暮らせる地域づくりの実現に向けた地域住民主体の取組みを行う上で最も身近で基盤となる組織であり、これまでも住みよいまちづくりに向けて、地域の様々な課題解決に取り組んできました。活動年齢層の高齢化、新規会員や会員の減少があり、団体の維持と活動継続が、共通の課題となっています。

自治区・・・地域活動を推進するための基本的単位です。

町内自治区数 90(令和6年9月末現在)

老人クラブ、消防団 等

#### ◆民生委員・児童委員

厚生労働大臣からの委嘱を受け、社会福祉の増進のために、住民の立場に立って生活や福祉に関する情報提供や相談・援助活動を行っています。

民生委員・児童委員 43名 ※うち主任児童委員 3名  
(令和6年9月末現在)

#### ◆ボランティア団体

ボランティア団体は、人や社会に貢献することを目的に、既存の福祉制度だけでは解決できないニーズ等へ対応できる地域福祉活動の担い手となっています。

町では、ボランティア活動の推進を図るため、平成15年に「西会津町ボランティア活動サポートセンター」が設立され、令和5年に設立20周年を迎えました。

登録ボランティア数 334名 (令和6年4月現在)

#### ◆シルバー人材センター

高齢者の生きがいづくりと、就業機会の創出のため、平成11年に「西会津町シルバー人材センター」が設立されました。(平成25年に社団法人から公益社団法人に移行)

会員登録数 132名(令和6年3月末現在)

内訳:男性92名、女性40名

会員平均年齢 72.2歳

## ◆NPO 法人（特定非営利活動法人）

NPO 法人は、非営利の法人として、幅広い分野において行政機関や民間企業では行うことが難しい活動に取り組んでいます。

町内に事務局を置いて活動する団体 ※順不同

（令和7年2月現在 内閣府 NPO 法人ポータルサイト調べ）

- ・西会津国際芸術村
- ・西会津ローカルフレンズ
- ・超機密プロジェクト

## ◆学校

これからの教育は、学校だけではなく、家庭、地域との連携・協力のもとで進めていくことが不可欠です。「コミュニティ・スクール」や「地域学校協働本部事業」により、学校、家庭、地域が一体となり、“地域ぐるみ”で子どもを育てる体制が進められています。

また、幼少期からの福祉教育の充実を図り、学生のボランティア活動と地域活動への参加による担い手育成や、地域福祉活動につながるような環境づくりが進められています。

具体的取組み

- ・家庭教育相談室「こころのオアシス」（西会津小学校内）
- ・社会福祉協議会による福祉体験（高齢者擬似体験、車いす体験）
- ・ボランティア活動サポートセンターによる講話、ショートボランティア等
- ・地域包括支援センターによる認知症サポーター養成研修 等

## ◆企業・商店

企業等については、これまでも地域社会の一員として地域活動に参加するなどの取組みを行っています。また、働く世代の地域活動やボランティア活動等への参加が求められており、参加できるような雇用、労働環境づくりが期待されています。

## ◆農業

農業従事者が、地域福祉活動の中心的な担い手になっていることもあります。また、農業は、高齢者の生きがいづくりや介護予防、障がいのある人や生活困窮者の就労訓練や雇用の場として期待できる部分があります。町として、担い手の確保や育成を目指すにあたり、農業と地域福祉の連携、推進が求められています。

## 医療・福祉の専門職

### ◆診療所、社会福祉関係団体、福祉サービス事業者等

医療サービスを提供する診療所や、福祉サービスを提供する社会福祉関係団体や福祉サービス事業者は、利用者の自立支援やサービスの質の確保と向上に取り組んでいます。団体として、また、その従業者は医療福祉の専門職として、地域住民の福祉活動への参加支援や、福祉分野のまちづくりに参画することが期待されています。

## 社会福祉協議会

地域福祉を推進するための中心的な役割を担う団体として、社会福祉法に位置付けられている、営利を目的としない民間組織です。

行政をはじめとする関係団体と連携のもと、地域における地域生活課題や福祉ニーズの把握を図り、町全体の地域福祉活動のコーディネートや地域生活課題解決に向けた取組みを推進していきます。

社会福祉法人西会津町社会福祉協議会の主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サロンの推進及び支援</li> <li>・生活支援体制整備事業</li> <li>・心配ごと相談所運営・総合相談支援事業</li> <li>・生活困窮者自立支援事業</li> <li>・奉仕銀行貸付事業</li> <li>・生活福祉資金貸付事業</li> <li>・ミニデイサービス運営事業</li> <li>・奥川元気クラブ運営事業</li> <li>・福祉教育推進事業</li> <li>・地域福祉座談会</li> <li>・日常生活用具の貸し出し事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活自立支援事業 (あんしんサポート事業)</li> <li>・除雪機貸与事業</li> <li>・民生児童委員協議会事務局</li> <li>・福祉協力員委嘱</li> <li>・見守り協力員の設置</li> <li>・福祉団体・ボランティア団体事業育成支援</li> <li>・老人憩の家管理運営事業</li> <li>・広報誌作成、ホームページ</li> <li>・日本赤十字社事業の推進</li> <li>・共同募金会事業の推進</li> </ul>

## 行政

地域福祉の推進にあたり、行政は、町民の福祉の向上を図るための各種施策を総合的に推進するとともに、社会福祉関係団体等との連携・協力のもと、地域福祉活動が充実・強化されるよう、仕組みづくりや人材育成への支援、地域住民が地域運営やボランティア活動等に参加しやすい環境整備を推進します。

また、地域の生活課題等の解決に向けた取組みの情報を収集し、適切な情報発信に努め、各地域において、その特性を踏まえた地域福祉活動が推進されるよう、地域住民の取組みを支援していきます。

西会津町福祉介護課福祉係の主な事業(一部掲載)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉関係団体に関すること</li> <li>・要支援者に関すること</li> <li>・虐待に関すること</li> <li>・高齢者福祉に関すること</li> <li>・障がい者、障がい児福祉に関すること</li> <li>・生活保護に関すること</li> <li>・成年後見に関すること</li> <li>・援護に関すること</li> <li>・敬老会、敬老祝い金に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ネットワーク、見守りネットワークに関すること</li> <li>・除排雪費用助成事業、雪処理支援隊に関すること</li> <li>・民生委員、児童委員に関すること</li> <li>・保護司会、更生保護に関すること</li> <li>・犯罪被害者支援に関すること</li> <li>・各種福祉サービスや手続きに関すること</li> <li>・各種福祉に関する計画策定</li> </ul>



## 包括的支援体制

社会福祉法第106条の3第1項において、包括的な支援体制を整備することを市町村の努力義務としています。

包括的支援体制とは、地域共生社会の実現のため、地域住民や支援関係機関等が包括的に支援を提供する体制のことです。分野を超えた様々な地域生活課題について丸ごと相談を受け止め、その相談に対して支援機関が連携して課題解決に資する支援を一体的に行います。

## 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子ども達を見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事の相談や支援等も行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する、「主任児童委員」の指名を受けています。

## 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」といいます。

生活支援体制整備事業については、町が町社会福祉協議会に委託しており、組織的な対応により次の事業目的の達成に努めています。

町内全域で資源開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者などが担い手として活動する場の確保など）、ネットワーク構築（関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりなど）、ニーズと取組みのマッチング（地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングなど）により、多様な主体による多様な取組みをコーディネートしています。

## 地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行い、高齢者の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する、地域包括ケア実現に向けた中核機関として、町は、その設置と運営を「にしあいづ福祉社会」に委託しています。

## アウトリーチ

自ら「助けて」と言えずに抱え込んだり、制度を申請するのが難しい状況の方もいます。また、支援する側も、相談窓口で待っているだけでは支援が必要なのに支援が届けられないことがあります。行政や支援機関などの支援者が、「支援が必要な人」を発見し、その人の生活に必要な情報提供をサービスにつなげる入り口を作る流れのことをアウトリーチといいます。

訪問や声掛け、ICT（情報通信技術）の活用など、様々な工夫をしながらアウトリーチをすることで、より深刻な状況になることの予防や、早期発見を目指します。

## こども家庭センター（子育て支援センター）

こども家庭センターは、母子保健および児童福祉の両分野にわたる相談支援を一体的に行う機関です。改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）により、市町村設置が努力義務となり、本町では「子育て支援センター」がその機能を果たしています。関係機関と連携を図りながら、妊娠期からの子育てを切れ目なく支援します。業務内容は次のとおりです。

- ①地域の妊産婦・子育て家庭に対する支援  
（母子保健・児童福祉の情報提供など）
- ②支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援  
（相談・通告受付、サポートプラン作成）
- ③地域における体制づくり  
（地域ニーズ・地域資源の把握、関係機関の連携強化）
- ④併せて実施が望ましい業務  
（要保護児童対策地域協議会の調整機関としての業務）

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく仕組みのことです。

町内の小中学校においては、町地域学校協働本部事業と協働し、主に次の取り組みをしています。

- ①西会津町ボランティア活動サポートセンターと連携して、地域の人材から講師等を選定・依頼し、郷土学習の授業や登校安全指導、部活動指導
- ②放課後子ども教室で安全管理員、活動支援員の活動
- ③ICT支援員によるパソコン教室や中学生対象の放課後学習会等の学習支援
- ④家庭教育相談室「こころのオアシス」で学校と家庭と地域をつなぐ支援活動
- ⑤小中学生が地域のボランティアやサロン活動に参加する地域交流の機会提供